

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区福祉部国保年金課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、法定受託事務とされる以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、報告(取得・喪失・種別変更等)2. 任意加入被保険者の資格に関する届出の受理、審査(取得・喪失等)3. 第1号被保険者期間を有する者の裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査4. 障害基礎年金改定請求の受理5. 保険料の免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査6. 学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査7. 被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査8. 第1号被保険者期間のみ有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等の受理及び審査等9. 第1号被保険者期間中に初診日がある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等の受理及び審査等10. 第1号及び第3号被保険者期間中に初診日がある疾病に係る障害基礎年金等に係る障害給付金の未払分の請求等受理及び審査等11. 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族給付金の認定の請求等の受理及び審査等12. 遺族基礎年金を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等の受理及び審査等13. 給付金受給資格者又は世帯主等の収入の情報提供
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の31、83及び95の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	福祉部国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7・請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数化	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年2月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数化	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は国民年金法に基づき、法定受託事務とされる以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、報告(取得・喪失・種別変更等) 任意加入被保険者の資格に関する届出の受理、審査(取得・喪失等) 第1号被保険者期間を有する者の裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 障害基礎年金改定請求の受理 保険料の免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査 学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 	<p>本事務は国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、法定受託事務とされる以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、報告(取得・喪失・種別変更等) 任意加入被保険者の資格に関する届出の受理、審査(取得・喪失等) 第1号被保険者期間を有する者の裁定請求(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 障害基礎年金改定請求の受理 保険料の免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査 学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 第1号被保険者期間中に初診日がある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等の受理及び審査等 第1号及び第3号被保険者期間中に初診日がある疾病に係る障害基礎年金等に係る障害給付金の未払分の請求等受理及び審査等 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族給付金の認定の請求等の受理及び審査等 遺族基礎年金を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等の受理及び審査等 給付金受給資格者又は世帯主等の収入の情報提供 	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の31及び83の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2及び第59条第1～4号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の31、83及び95の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条及び第68条の2</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求一請求先	<p>文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111 ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。</p>	<p>文京区福祉部国保年金課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出